

仕 様 書

契約件名 仙台第4合同庁舎入退館管理システムサーバ等更改

工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

場 所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

仙台第4合同庁舎

1. 工事内容

受注者は、別添「調達仕様書」に基づき、仙台第4合同庁舎入退館管理システムサーバ等更改を実施し、またその付帯する工事一式を行うこと。

2. 養生及び安全の確保

- (1) 受注者は、工事に必要な機材等の搬入・搬出に当たっては、事前に適切な養生を行い、既存の施設、物品等に損害を与えないよう十分に注意すること。
特に、来庁者及び職員に危害を与えないよう特段の配慮を行うこと。
- (2) 受注者は、工事を開始する前に「工事のお知らせ」の看板等を掲示し、工事が行われることを利用者及び職員に認識してもらうこと。
- (3) 受注者は、資機材及び残材等近隣への飛散を防止すること。また、資材置き場の立ち入り禁止対策を行うこと。
- (4) 受注者は、構内で接触事故のないよう、最徐行運転を行う等十分に注意すること。
- (5) 受注者は、工事に当たり既存の施設、物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復あるいは代替品をもって弁償すること。

3. 監督及び検査

(1) 監督

受注者は、本仕様書の各事項に不明の点がある場合は、発注者の指定する監督職員と打ち合わせの上、その指示に従うこと。

(2) 検査

受注者は、工事を完成させたときは、その旨を発注者に通知し、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

なお、受注者は、検査の結果、不良個所を認めたときは直ちに交換若しくは補修しなければならない。

4. その他

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに工程について監督職員あて連絡すること。
- (2) 受注者は、工事を頭書に掲げる工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとする。

- (3) 受注者は、工事に当たり事前に監督職員と十分な打ち合わせを行い、業務に支障を来さないよう十分な配慮を行うこと。
- (4) 受注者は、工事に伴って発生した廃材は適法に受注者の責任において完全に処分すること。
- (5) 受注者は、本工事を当該仕様書に基づき施工するものとする。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」等ならびに諸関係法規及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。その他必要事項は、監督職員の指示に従うこと。
- (6) その他、必要事項は係官の指示に従うものとする。

仙台第4合同庁舎
入退館管理システムサーバ等更改

調達仕様書

令和7年度
国土交通省 東北運輸局

1 調達の目的及び内容

1.1 調達の目的

本調達は、東北運輸局（仙台第四合同庁舎）で現在運用中の、国家公務員証（マイナンバーカード）等を使って運用している、入退館管理システムのサポート切れに伴う関連機器の更新である。

なお、更新にあたり、既設入退館管理システムの撤去作業も本調達に含まれる。

1.2 調達の内容

(1) 調達対象範囲

当システムの更新・運用に必要な以下のものを調達範囲とする。

① 当システムの構成機器（ハードウェア）及びソフトウェア

※ただし、IC カードリーダー内蔵セキュリティゲート、一部ネットワーク機器（HUB）、配線は既設製品を継続利用とし、継続利用とする製品との互換性を確認すること。

② 当システムの構成機器（ハードウェア）及びソフトウェアの各種設計・開発及び導入

③ ②にかかる必要な設置工事（既設機器の撤去を含む）等

④ 当システムの各種動作確認及び総合稼働試験

⑤ 本庁舎に入居しシステムを運用する者への機器・ソフトウェアの使用方法説明

⑥ スケジュール管理・作業管理・品質管理等のプロジェクト管理

(2) 期間

契約期間は、契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）までとし、実現可能な工期を作業スケジュールとして、契約期間内に設定し、東北運輸局の承認を得ること。

(3) 設置場所

当システムの設置場所は、以下のとおりとする。

仙台第 4 合同庁舎（東北運輸局）:5 階サーバ室等（別紙参照）

仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地

(4) 納品物

受注者は以下の納品物を担当職員と協議を行い作成し、指示に従い納入すること。

① システム一式

② システム設計書

③ 操作マニュアル（操作方法が現状と異なる場合のみ必要）

④ ネットワーク設計書（現状に変更がある場合のみ必要）

(5) 応札者の条件

応札者の条件は以下の通りとする。

① 財団法人日本適合性認定協会の認定機関により認定された審査登録機関による ISO9001

の認定を有すること。

- ② 財団法人日本適合性認定協会の認定機関により認定された審査登録機関による ISO14001 の認定を有すること。
- ③ 財団法人日本情報処理開発協会の認定機関により認定された審査登録機関による ISO/IEC27001 の認定を有すること。
- ④ 500 人以上の規模の建物において、導入実績がある製品で、かつ共通仕様に基づく入退館管理システム製品を納品できること。
- ⑤ 国家公務員証（マイナンバーカード）等を利用した入退館システムについて、導入の実績を有したものであること。
- ⑥ 当システムの更新を行う上で、工事に必要な資格を有していること。
- ⑦ カードリーダ装置に関して、財団法人ニューメディア開発協会の「近接型通信インターフェース実装規約書」第 2.0 版に準拠し、同協会の互換性検証試験を受けている製品であること。

(6) 作業計画

作業実施にあたっては、以下の項目につき、落札後速やかに作業計画を策定、担当職員の承認を得ることとする。また、作業計画変更の必要性が生じた際、修正された作業計画を担当職員へ届け出た上、承認を得ることとする。

- ① 作業スケジュール
- ② 作業体制と役割分担
- ③ 作業の進め方と作業内容の概要

(7) 監督

本仕様書等関係書類に基づく調達については、担当職員が監督を行うものとする。

(8) 完成検査

本仕様書等関係書類に基づく納入物品等の完成検査は、受注者立ち会いのもと担当職員が行う。受注者は、本業務の履行に際し、担当職員による検査及び資料の提示等の指示に迅速に対応するものとし、修正及び改善要求があった場合には、担当職員との間に別途協議の場を設けて対応を決定する。

(9) 実施場所

受注者の提案に基づき担当職員が承認する場所とする。

(10) 連絡先

詳細については、担当職員の指示によることとする。

2 システム機器要件

システム機器構成

以下にシステム機器の構成及び要件を示す。

(1) 入退館管理サーバ（外付け HDD 含む）

- ① 入退館管理に必要な統合失効情報を自動取得する機能を有すること。
 - ② 入退館に必要な情報の管理、カードリーダ制御装置、カードリーダ装置との情報の送受信を行えること。
 - ③ カードリーダ制御装置、カードリーダ装置の管理を行えること。
 - ④ 鍵情報登録用カードリーダを具備し、鍵配送用媒体 (IC カード) から当システムで使用する鍵情報を読み出し、カードリーダ装置に送信できること。
- なお、オンライン鍵配信が機能し、オンラインにより鍵情報が取得できる状態となっている場合はこの限りではない。

(2) 入退館管理端末

- ① 入退館管理サーバへの情報の登録、更新、照会等を行えること。
- ② 入退館管理端末の増設は容易に可能とすること。
- ③ 入退館管理端末は、管理者ならびに操作者の登録、パスワード設定、操作権限設定を行い、セキュリティを確保すること。
- ④ 通行履歴について、手動による更新を要せずにリアルタイムで確認できること。また日時、期間、ゲート (扉)、氏名等の項目で検索表示でき、その結果を印刷、データ保存できること。
- ⑤ 入退館管理サーバから配信される入退館管理に必要な情報を受信、保持できること。
- ⑥ 各カードリーダの状態を表示し、異常が発生した場合はアラートを端末から確認できること。
- ⑦ 各カードリーダの状態は、平面図上のアイコン色の変化にてリアルタイム表示し、異常が発生した場合には端末にてブザー警告できること。
- ⑧ 平面図の修正やアイコンの配置が容易に修正変更できること。
- ⑨ 通行履歴・アラーム履歴・入退館管理端末操作履歴は、1 年間の累積履歴管理ができ、保存期間を超えた履歴は自動的に削除する機能を有すること。
- ⑩ 曜日や時間帯で通用口の変更等があるため、曜日等に合わせて開放・カード規制・強制施錠のゲート (扉) 運用をスケジュール管理ができること。
- ⑪ 有効情報における入退館権限の設定機能を有し、平日・休日・特別日それぞれに 250 グループ以上設定できること。入退館の権限は、終日入館可・時間帯限定可・終日入館不可の設定が可能であること。
- ⑫ 有効情報の登録は、CSV ファイル等を読み込み、システムに反映する機能を有すること。
- ⑬ 入退館管理端末は守衛室に設置するものであるが、「受付端末」としても使用可能であること。

(3) カードリーダ制御装置

- ① 既設品を流用すること。

② 更新対象機器との互換性を確認し、問題なく稼働できること。

(4) カードリーダ装置

① 既設品を流用すること。

②更新対象機器との互換性を確認し、問題なく稼働できること。

(5) IC カードリーダ内蔵セキュリティゲート (警報ランプ/ブザー等付き)

① 既設品を流用すること。

②更新対象機器との互換性を確認し、問題なく稼働できること。

(6) 鍵情報登録用カードリーダ

鍵生成担当機関から配布される鍵配送用媒体 (IC カード) から当システムで使用する鍵情報を読み取ることができること。ただし、本機能をオンライン鍵配信で実現させる場合は割愛できる。

(7) 電気錠

① 電気錠は、既設品を流用すること。(5カ所)。

② 電子錠は、更新対象機器との互換性を確認し、問題なく稼働できること。

(8) ネットワーク関連機器

当システムが動作するために必要な HUB、ルータ等のネットワーク機器の設置および必要により設定等を行うこととし、失効情報取得方式の構成に必要なファイアウォールの設定を含める。

2.1 システム機器等

以下に各機器等の数量と設置箇所等を示す。なお、東北運輸局 (仙台第 4 合同庁舎) の詳細な設置箇所については、別紙を参照のこと。

2.1.1 システム機器等設置

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ① 入退館管理サーバ (外付け HDD 含む) | 1 式 (ラックマウントタイプ) |
| ② 入退館管理端末 | 2 式 (ノートタイプ) |
| ③ カードリーダ制御装置 (ドア用) | 5 式 |
| ④ カードリーダ制御装置 (ゲート用) | 4 式 |
| ⑤ カードリーダ装置 (ドア用) | 10 式 |
| ⑥ カードリーダ装置 (ゲート用) | 6 式 |
| ⑦ 電気錠 | 5 式 |
| ⑧ IC カードリーダ内蔵セキュリティゲート (屋内用) | 1 式 (3 通路 4 筐体) |
| ⑨ SW-HUB (ネットワーク接続用) | 1 式 (16port 用) |
| ⑩ HUB (ゲート筐体内) | 1 式 (8port 用) |
| ⑪ ファイアウォール | 1 式 |

⑫ SW-HUB（ネットワーク接続用）

1 式（8port 用）

2.1.2 システム機器仕様

(1) 入退館管理サーバ（外付け HDD 含む）

入退館管理サーバは 5 階サーバ室内の既存サーバラックに収容すること。なお、ラック内の既設物品で更新対象の機器はすべて撤去すること。

- ① 型式 : ラックマウント型
- ② CPU : インテル® Xeon®プロセッサ E-2434 (3.4GHz) 相当以上の処理能力を有すること。
- ③ 内蔵メモリ : メインメモリ 16GB 以上実装すること。
増設容量 64GB 以上搭載可能であること。
- ④ HDD : 73GB×2 相当以上を搭載し、RAID1 構成以上とすること。
- ⑤ スーパーマルチドライブ : CD-RW、DVD-R、DVD-RW、DVD-RAM への読み込み、書き込みが可能なこと。
- ⑥ 通信機能 : 100Base-TX, 1000Base-T (自動切替) を有して TCP/IP 通信ができること。
- ⑥ インターフェース : ディスプレイ (アナログ RGB), シリアルポート×1 (D-SUB9 ピン)
USB3.0 準拠×3 以上
LAN 接続用 RJ-45×1
- ⑦ バックアップ装置 : DVD-RAM 等の内蔵ドライブおよび、外部記憶媒体 (外付け HDD: 1TB 以上)
- ⑧ 電源 : AC100V (50/60Hz) で稼働すること。
- ⑨ OS : Windows Server2022 相当以上とする。
- ⑩ ソフトウェア : 障害時に備え、サーバ障害時データバックアップと合わせ迅速な復旧を可能とするようシステム全体のバックアップが取得可能なソフトウェアを有し、アンチウィルスソフトウェアがインストールされること。
無停電電源装置と連動して、電源異常時に自動で対象サーバのシャットダウンを行うソフトウェアをインストールすること。
初期状態復元用リカバリーCD-ROM 又は DVD-ROM を付属すること。
その他、入退館管理システムの監視として必要なソフトウェアをインストールすること (地図画面の表示、操作や最新警報表示等ができること)。
- ⑪ 無停電電源装置 : ラックマウント型とし停電等により商用電源の電力が絶たれた場合にも電源を供給し、サーバが安全にシャットダウンすることが可能であること。
- ⑫ コンソール : 15 インチ TFT カラー液晶ディスプレイ以上とし、キーボード及びポインティングデバイス一体型であり、19 インチラックに 1U 以内で収容可能なこと。ただし、サーバラックは既設ラック内とする。

(2) 入退館管理端末

管理端末の設置箇所は 1 階庁舎管理室内および、5 階サーバ室（現行と同じ箇所）とし、筐体タイプはノート型とする。

- ① CPU : インテル® Core™ i5-1235U プロセッサ相当以上とし、本書で規定するシステムの稼働及び運用に十分対応可能なものであること。
- ② 内蔵メモリ : 16GB 以上
最大 32GB 搭載可能であること。
空きスロット数 1 以上であること。
- ③ HDD : 500GB 以上
- ④ ディスプレイ : 15.6 型ワイド HD 液晶 (1366x768 ドット) 以上。
- ⑤ 通信機能 : 100Base-TX, 1000Base-T (自動切替) を有して TCP/IP 通信ができること。
- ⑥ インターフェース : USB 3.0×3 ポート、LAN 接続用 RJ-45×1 ポート以上それぞれ有すること。
- ⑦ 電源 : AC100V (50/60Hz) で稼働すること。
- ⑧ OS : Windows11 相当以上。
- ⑨ ソフトウェア : アンチウィルスソフトウェアをインストールすること。
無停電電源装置と連動して、電源異常時に自動で対象クライアントのシャットダウンを行うソフトウェアをインストールすること。
初期状態復元用の CD-ROM 又はデバイスを付属すること。
その他、入退館管理システムとして必要なソフトウェアがインストールしてあること。
- ⑩ マウス : 光学式マウス

(3) カードリーダー制御装置

既設の稼働状態を確認すること。

(4) カードリーダー

既設の稼働状態を確認すること。

(5) 電気錠

既設の電気錠 (5 ドアに設置) の稼働状態を確認すること。

(6) IC カードリーダー内蔵セキュリティゲート

既設の稼働状態を確認すること。

(7) 鍵情報登録用カードリーダー

オンライン鍵配信機能を設けない場合は入退館管理サーバに接続し、鍵情報の読取ができること。

オンライン鍵配信機能が有効である場合はこの限りではない。

(8) ファイアウォール

既存ネットワーク構成を踏襲するため、透過型のファイアウォール機であること。その他の機能は以下の通り。

構成は別紙の「2. 更新後入退館管理システム構成概略」を参照のこと。

- ① LAN ポート:10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T、ストレート/クロス自動判別が出来、4ポートスイッチングハブを有し、ポート分離、LAN 分割 (ポートベース VLAN)、ポートミラーリングが可能であること。
- ② WAN ポート:1ポート以上有し、10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T に対応しストレート/クロス自動判別機能であること。
- ③ 対応回線:別紙構成図で利用可能であること。
- ④ ルーティング対象プロトコル:IP、IPv6、ブリッジ機能
- ⑤ IP ルーティングプロトコル:RIP、RIP2、OSPF、BGP4 (EBGP、IBGP)
- ⑥ IPv6 ルーティングプロトコル:RIPng
- ⑦ 経路エントリー数:最大 2,000
- ⑧ スループット:最大 1.0Gbit/s 以上
- ⑨ IPsec スループット:最大 200Mbit/以上
- ⑩ VPN 対地数 (PPTP):4 対地以上
- ⑪ VPN 対地数 (IPsec):30 対地以上
- ⑫ VPN 対地数 (最大設定可能数):30 対地以上
- ⑬ VPN 機能:IPsec (VPN 機能:NAT トラバーサル、XAUTH) +AES128/256、3DES、DES (暗号機能:ハードウェア処理)+IKE/IKEv2 (メインモード、アグレッシブモード)、PPTP (VPN 機能) +RC4 (暗号機能)、L2TP/IPsec、IPIP トンネル
- ⑭ アドレス変換機能:NAT、IP マスカレード、静的 NAT、静的 IP マスカレード、DMZ ホスト機能、PPTP パススルー (複数セッション)、IPsec パススルー (1 セッション)、FTP 対応、traceroute 対応、ping 対応、SIP - NAT 対応、IP マスカレード変換セッション数制限機能
- ⑮ NAT セッション数:32,000 以上
- ⑯ QoS 機能 (制御方式):優先制御、帯域制御 (DynamicTrafficControl)、DynamicClassControl、VPNQoS、帯域検出機能、負荷通知機能
- ⑰ QoS 機能 (分類方式):IP アドレス、プロトコル、ポート番号、ToS フィールド
- ⑱ QoS 機能 (網側 QoS 機能との連携):カラーリング (ToS)、ToS→CoS 変換
- ⑲ 認証機能:RADIUS、PAP/CHAP、MS-CHAP/MS-CHAPv2
- ⑳ セキュリティー機能:URL フィルタリング機能 (外部データベース参照型、内部データベース参照型)、DHCP 端末認証機能、フィルター設定検証、パスワード強度チェック、Winny フィルター (WinnyVersion2 対応)、Share フィルター (Share バージョン 1.0EX2 対応)、MAC アドレスフィルタリング、メールセキュリティ機能
- ㉑ ファイアウォールパフォーマンス (large パケット):最大 1.0Gbit/s 以上
- ㉒ ファイアウォールパフォーマンス (IMIX):300Mbit/s 以上

- ②③ ファイアウォールパフォーマンス PPS (64byte) : 100Kpps 以上
- ②④ 最大同時セッション数 ; 32, 000 以上 (ファイアウォール (フィルター+NAT) 設定時)
- ②⑤ ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6 静的フィルタリング) : 入力遮断フィルターにて対応
(IP アドレス、ポート、プロトコル (Established、TCP フラグ有り)、FQDN、ソース/デスティネーション、LAN 側/WAN 側に最大 128 個設定)
- ②⑥ ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6 動的フィルタリング) : ポリシーフィルターにて対応
(IP アドレス、プロトコル、サービス (ポート)、ソース/デスティネーションで自由定義、最大 256 個設定)
- ②⑦ 動的フィルターセッション数 : 32, 000 以上 (ポリシーフィルター最大セッション数)
- ②⑧ ファイアウォール機能 (IDS: IPv4 不正アクセス検知) : LAN 側/WAN 側の IN/OUT に適用、
IP ヘッダー、IP オプションヘッダー、ICMP/UDP/TCP/FTP などのカテゴリで 30 種以上
上の不正アクセスを検出可能、不正アクセス検知メール通知機能

(9) SW-HUB (ネットワーク接続用 (16 ポート/8 ポート))

既存ネットワーク構成を踏襲するため、L2 スイッチであること。その他の機能は以下の通り。構成は別紙の「2. 更新後入退館管理システム構成概略」を参照のこと。

- ① IEEE 802.3 (10BASE-T)、IEEE 802.3u (100BASE-TX)、IEEE 802.3ab (1000BASE-T)、IEEE 802.3x (Flow Control)、IEEE 802.3az (Energy-Efficient Ethernet) に準拠していること。
- ② ポート数は、8 ポートおよび 16 ポートを有していること。
- ③ ループガード、オートネゴシエーション、MDI/MDI-X 自動認識機能を有していること。
- ④ 対応ケーブルは、UTP カテゴリー 5 以上であること。

2.2 その他

入退館管理端末等機器は、警備員室内に設置し、受付窓口での利用を想定した機能を有すること。

3 システム機能要件

3.1 入退館管理システム

(1) 統合失効情報管理機能

- ① カードの失効情報が登録でき、入退館の制限を行えること。
- ② 統合失効情報を自動ダウンロードし、各カードリーダー制御装置に配信することができること。
- ③ カード情報は他府省を含めて、失効情報 50, 000 件以上、有効情報 50, 000 件以上の合計 100, 000 以上を管理できること。

(2) 入退館履歴管理機能

- ① 入退館履歴情報を管理すると共に、入退館システム履歴が入退館管理端末から確認できること。その履歴は、期間、カードリーダ装置、利用者、所属等による検索の上、表示、データ保存、日報形式での表示等が可能であること。
- ② 1年間の累積入退履歴管理ができ、保存期間を超えた履歴は自動的に削除する機能を有すること。
- ③ システムには履歴情報の蓄積、管理を行うとともに、リムーバブル媒体にバックアップができること。
- ④ リムーバブル媒体にバックアップされた履歴情報はその内容の確認、印刷ができること。

(3) 入退館エラー対策機能

入退館時にカード読取エラー、未入館カードの退館操作エラー、あるいはカード有効期限切れ等のエラーが発生した場合、エラー発生のお知らせ、エラー内容の解説、エラーの内容に対して適切に表示等が可能であり、かつ、解除等が行えること。

(4) 運用スケジュール管理機能

- ① 曜日や時間等で通用口の運用変更等があるため、日付、曜日等の実態に合わせた運用スケジュール管理が行えること。
- ② 設定されたスケジュールの変更、削除、追加等の操作が可能であること。

(5) アクセス権管理機能

システムにログインするユーザの認証、アクセス権の管理を行い、ユーザによりアクセス可能な機能について制限することができること。

(6) アンチパスバック機能

- ① グローバルアンチパスバック機能を有していること。
- ② 入館記録がないカードによる退館操作があった場合、未入館カードの退館操作エラーとして通行不可とし、入退館管理装置にエラー通知をすること。

(7) ゲート性能

1 通路に通行可能な人数は、1 分間に 40 名以上が通行可能であること。

4 システム運用要件

4.1 ゲート障害時の運用

1 通路の入退館ゲートに障害が発生した場合でも、他の通路に影響なく運用できるように制御を行う。入退館管理サーバとカードリーダ制御装置間は LAN 接続を行い、データは暗号化して通信を行う。LAN 障害が発生した場合でも、カードリーダ制御装置に入退館に必要な情報を管理することでゲートの運用を行う。また、LAN 復旧後には、カードリーダ制御装置に保管された入退館履

歴を自動で入退館管理サーバへ送信を行う。

4.2 機器等の運用時間

当システムは、24時間365日の運用を行うこととしており、システムを安定的に運用することが前提である。サーバの停電時等の対策については、バックアップ電力が直ちに供給され、正常にシャットダウンできる間の電源を確保すること。仮に電力供給が停電した場合や故障時においても、システムを安全な状態に保つ機能を有すること。

4.3 通用門の運用時間

各通用口は、箇所によって開閉時間帯等の運用方法が異なるため、柔軟に対応できるよう配慮すること。なお、詳細な開閉時刻等については落札業者決定後別途協議する。

4.4 バックアップ

各システムではデータベース内の必要なデータのバックアップを1日1回自動で行う。

4.5 アンチパスバック

アンチパスバック機能がリーダグループ単位で可能であること。また、ON/OFFの設定が可能であること。

5 工事要件

5.1 設置工事

設置工事(本体及び付随工事)については受注者が作業スケジュール及び詳細設計図(機器詳細、平面図、展開図、配線図その他担当職員の指示する図面)を作成し、担当職員の承認を得た後に作業を行うこと。なお、更新後の機種の様子が現行と同じであり、設置箇所等に変更がない場合は、詳細設計図の省略を可能とする。

なお作業スケジュールに関しては、通常の庁舎利用に影響を及ぼさないよう考慮した上で、作業計画を立案し、担当職員の承認を得た後に作業すること。

工事実施にあたっては以下の点に注意をすること。

(1) 壁および、柱の間のパーティション(フェンス)は流用とする。

(2) 電源及び通信用配線は既設品を基本とし、新設する場合は、必要箇所に配線するものとし、貫通箇所は防火処理を行うこと。

(3) 施工にあたっては、関係法令を遵守し必要な手続きを行うこと。

5.3 電源工事及び配線工事

本調達物品までの必要な電源工事及び配線工事については、受注者が行うこと。

5.4 その他留意事項

- (1) 工事への着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等があれば遅滞なく行うこと。
- (2) 上記(1)に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ担当職員に報告すること。
- (3) 関係法令等に基づく関係官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資材及び労務等を提供すること。また、これらに発生する諸費用は受注者の負担とする。

6 その他

6.1 セキュリティ

機器の耐タンパ性、情報の暗号化、適切なアクセス制御等を実施し、鍵情報、失効情報あるいは暗号化情報等の漏洩、破壊等を防げること。また、関係省庁が定める情報セキュリティポリシー等に準拠すること。

6.2 ネットワーク構築

当システムのネットワーク構成に関しては、関係省庁のセキュリティポリシー等を尊重し、各ネットワーク管理者と十分に協議の上構築すること。

6.3 システム操作の習熟

システムの取り扱い説明書等をもとに、システム管理者等のシステムの運用に携わるメンバーに対して、システムの操作方法、不具合の対処方法等の説明を行うこと。また、試運転を通して、実際のシステムの運用による教育を実施すること。

6.4 失効情報の自動取得

別途提示するサーバから統合失効情報を取得し、自動で入退館管理システムへ取り込む機能を有すること。自動で取り込む時間帯は別途指示する。

6.5 拡張性

入退室管理に関する将来的な拡張性について、十分な配慮がなされていること。特にソフトウェア等のシステム面については、将来的な拡張性がなされていること。

6.6 本調達における業務の再委託について

本調達におけるすべてについて、受注者が一部でも再委託する場合、再委託の内容、含まれる情報、再委託先及び再委託に対する管理方法等を事前に東北運輸局担当職員と協議の上、承諾を得ることとし、当該内容を記載した文書を提出すること。再委託先の行った業務について、受注者は全責任を負うこと。また、受注者は、再委託先に対して、下記の機密保持ならびに、個人情報の取扱いに関する事項と同等の義務を負わせるものとする。

7 留意事項等

7.1 全般

(1) 必要性能の充足

本仕様書は、当システムに要求する機能及び構成等について最低限の基準を示したものである。したがって、仕様書に記述する全ての要求事項を満たすものとする。ただし、本仕様書に記述のない事項であっても、当システム上を効率的に稼働するために必要な機能で、担当職員が認める場合には、これを調達の対象として納入すること。

(2) 機密保持

- ① 受注者は、本調達で知り得た情報について、担当職員の承認なしに第三者に開示又は漏洩しないこと。
- ② 受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で利用しないこと。
- ③ 担当職員が提示する資料は原則として貸し出しによるものとし、担当職員と協議の上、承諾を得た期限までに返却すること。また、当該資料の複写及び本調達の目的外の使用をしないこと。
- ④ 上記事項以外で機密保持に関する事項は、担当職員と協議の上、取り決めること。

(3) 個人情報の取扱い

- ① 個人情報の取扱いに係る事項について東北運輸局と協議の上決定すること。なお、以下の事項は必須とする。
 - (ア) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- ② 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、東北運輸局の了承を得たうえで実施すること。
- ③ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最

小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

- ④ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ⑤ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(4) 廃棄物処理

本業務にて発生する廃棄物については、東北運輸局が処分を行う。このため、受注者が工事の際に排出した廃棄物は、東北運輸局が指定する庁舎敷地内の場所に、保管する指定箇所に廃棄物を残置する。ただし、段ボール、配線屑、がれき等の廃棄物はこの限りではなく、受注者が適切に対処する。

(5) 原状回復

本業務の範囲内において既存設備の破損等損害が生じた場合は、受注者の責において契約時の現状に復旧させること。

(6) 担当職員との調整

受注者は、本仕様書に基づく業務を行うにあたり、担当職員と必要な調整を行うものとする。

7.2 知的財産権等

- (1) 本契約に関して担当職員が開示した情報（既に公知された情報を除く）及び契約履行過程で発生した成果物に関する情報を、本契約の目的以外に使用又は第三者に開示、もしくは漏えいしてはならないものとし、かつそのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本契約履行過程で生じた全ての納入物に関して、著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む全ての著作権及び営業秘密は本件調達機関に帰属し、本件調達機関が独占的に使用するものとする。受注者は本契約履行過程で生じた著作権及び営業秘密を自ら使用する場合、担当職員と別途協議するものとする。但し、本契約以前に受注者が既に著作権を有しているソフトウェア、モジュール、プログラム等に関してはその限りではない。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という）が含まれる場合、担当職員が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に要する経費の負担及び使用許諾契約に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について、

事前に担当職員の承認を得ることとし、担当職員は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら担当職員の責に帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、担当職員はかかる紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねるなどの協力措置を講ずるものとする。

- (4) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

7.3 契約不適合責任

- (1) 受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、その契約不適合が 東北運輸局の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法、スケジュール等については事前に東北運輸局の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても東北運輸局の承認を受けること。
- (2) 東北運輸局は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対して、契約金額の範囲内で、賠償の請求を行うことができるものとする。

7.4 その他

本仕様書に記載がない事項であっても、本調達の構築・稼働・運用に必要と認められるものについては、担当職員と受注者において協議・検討の上、実施するものとする。

■入退館管理システム構成概略

